

寝屋川市新型インフルエンザ等対策行動計画 新 旧 対 照 表

寝屋川市新型インフルエンザ等対策行動計画

番号	改訂（案）		旧	改訂（案）	内容	備考
	ページ	行				
第 1 章 はじめに						
1	2	5	・・・を想定したものであったから、 <u>新型インフルエンザ(A/H1N1pdm2009)</u> のような・・・	・・・を想定したものであったから、 <u>新型インフルエンザ（インフルエンザA(H1N1)pdm09)</u> のような・・・	変更	WHOが推奨する名称に変更
2	2	12	・・・特措法第8条の規定により、_____「寝屋川市新型インフルエンザ等対策行動計画」・・・	・・・特措法第8条の規定により、 <u>平成26年3月</u> に「寝屋川市新型インフルエンザ等対策行動計画」・・・	追加	計画の策定年月を追加
第 2 章 新型インフルエンザ等対策に関する基本的な方針						
3	5	1	・・・過去のインフルエンザのパンデミックの経験を踏まえると・・・	・・・過去のインフルエンザ_パンデミックの経験を踏まえると・・・	整理	
4	5	4	従って、__行動計画においては、	従って、各行動計画においては、	追加	国及び府行動計画を含めるため
5	5	20	(1)・・・市民に対する啓発や業務__計画等の策定・・・	(1)・・・市民に対する啓発や業務継続計画等の策定・・・	追加	業務停止を防止するための計画が必要なため
6	6	8	・・・予防投与、病原性に応じては、不要不急の外出自粛や施設の使用制限等の呼びかけを行い、・・・	・・・予防投与_____を行い・・・	削除	発生段階にそぐわないため
7	6	10	また、 <u>国内での新感染症の場合には治療法がない場合もあり、</u>	また、_____新感染症が発生したときは治療法がない場合もあり、	削除 整理	国内発生のみを想定するものではないため
8	7	11	特に、治療薬やワクチンが <u>無い可能性が高いSARS</u> のような・・・	特に、治療薬やワクチンの供給が <u>確立されていないSARS</u> のような・・・	整理	
9	7	24	・・・ <u>興行場等の使用等制限の要請等、臨時の</u> ・・・	興行場等の使用等制限の要請_ <u>、臨時の</u> ・・・	整理	
10	12	17	・本市は、 <u>市民</u> に最も身近な基礎自治体として・・・	・本市は、 <u>住民</u> に最も身近な基礎自治体として・・・	変更	接種対象者を明確化

番号	改訂（案）		旧	改訂（案）	内容	備考
	ページ	行				
11	13	10	・ 保健所は、新型インフルエンザ等の発生時には、市医師会、・・・	・ 保健所は、新型インフルエンザ等の発生時には、__医師会、・・・	整理	
12	13	12	・・・新型インフルエンザ等対策協力医療機関・・・	・・・新型インフルエンザ等__協力医療機関・・・	変更	名称誤り
13	14	13	・・・適切に歯科医療を提供する。また、・・・	・・・適切に歯科医療を提供する。また、・・・	整理	
14	15	19	・・・特措法制定を契機に__府と保健所設置市との役割分担を・・・	・・・特措法制定を契機に大阪府と本市との役割分担を・・・	整理	
15	15	28	・・・大阪府及び保健所設置市は、・・・	・・・大阪府及び本市は、・・・	整理	
16	16	8	・ 大阪府は、府内全域分、保健所設置市は、・・・	・ 大阪府は、府内全域分、本市は、・・・	整理	
17	18	20	<p>【病院連携の想定例】</p> <p>地域の中核的医療機関の診療に他の医療機関の医師が協力する病診連携体制等 軽症患者は診療所、重症患者は病院という役割分担の調整</p> <hr/> <p>病床が不足した医療機関から受入可能な医療機関への患者誘導調整 ハイリスク患者（妊産婦、透析患者）への対応 公的医療機関等による入院の優先的受入</p>	<p>【病診連携の想定例】</p> <p>地域の中核的医療機関の診療に他の医療機関の医師が協力する病診連携体制等 軽症患者は診療所、重症患者は病院という役割分担の調整</p> <p>【病病連携の想定例】</p> <p>病床が不足した医療機関から受入可能な医療機関への患者誘導調整 ハイリスク患者（妊産婦、透析患者）への対応 公的医療機関等による入院の優先的受入</p>	変更	連携体制の 明確化
18	20	10	府内発生早期においては、同居者等の農耕接触者及び・・・	府内発生早期においては、同居者等の濃厚接触者及び・・・	整理	
第3章 市行動計画の主要6項目及び横断的留意点						
19	23	1	(挿入)	<p>(2) 保健所の関与</p> <p>・ 保健所は、感染症対策における専門員の派遣及び大阪府やその他の機関との情報の共有を図り、その基幹的な役割を担うほか、医療資源の確保や感染拡大の防止対策及び患者搬送の指揮等の包括的な支援を推進する。そのため、保健所長は、適宜健康危機管理対策会議を開催し、市対策本部に対し必要な指導・助言を行う。なお、市対策本部長は、健康危機管理対策会議との連携を密にし、保健所長の意見を聞いたうえで、市の新型インフルエンザ等の対策に活用するよう努めるものとする。</p>	追加	市対策本部 に対する保 健所の関与 について追 加

番号	改訂（案）		旧	改訂（案）	内容	備考																																		
	ページ	行																																						
20	23	10	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td colspan="2">_____市_____対策本部</td> </tr> <tr> <td style="background-color: yellow;">_____市_____対策本部員</td> <td style="background-color: lightblue;">_____市_____対策本部事務局</td> </tr> <tr> <td>本部長</td> <td>市長</td> </tr> <tr> <td>副本部長</td> <td>副市長</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">本部員</td> <td>危機管理監</td> </tr> <tr> <td>教育長</td> </tr> <tr> <td>上下水道事業管理者</td> </tr> <tr> <td>理事</td> </tr> <tr> <td></td> <td>各部長 等</td> </tr> <tr> <td>参与</td> <td>寝屋川消防署職員</td> </tr> </table>	_____市_____対策本部		_____市_____対策本部員	_____市_____対策本部事務局	本部長	市長	副本部長	副市長	本部員	危機管理監	教育長	上下水道事業管理者	理事		各部長 等	参与	寝屋川消防署職員	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td colspan="2">寝屋川市災害対策本部</td> </tr> <tr> <td style="background-color: yellow;">寝屋川市災害対策本部員</td> <td style="background-color: lightblue;">寝屋川市災害対策本部事務局</td> </tr> <tr> <td>本部長</td> <td>市長</td> </tr> <tr> <td>副本部長</td> <td>副市長</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">本部員</td> <td>危機管理監</td> </tr> <tr> <td>教育長</td> </tr> <tr> <td>上下水道事業管理者</td> </tr> <tr> <td>理事</td> </tr> <tr> <td></td> <td>各部長 等</td> </tr> <tr> <td>参与</td> <td>寝屋川消防署職員</td> </tr> </table>	寝屋川市災害対策本部		寝屋川市災害対策本部員	寝屋川市災害対策本部事務局	本部長	市長	副本部長	副市長	本部員	危機管理監	教育長	上下水道事業管理者	理事		各部長 等	参与	寝屋川消防署職員	変更	条例上の正式名称に変更
_____市_____対策本部																																								
_____市_____対策本部員	_____市_____対策本部事務局																																							
本部長	市長																																							
副本部長	副市長																																							
本部員	危機管理監																																							
	教育長																																							
	上下水道事業管理者																																							
	理事																																							
	各部長 等																																							
参与	寝屋川消防署職員																																							
寝屋川市災害対策本部																																								
寝屋川市災害対策本部員	寝屋川市災害対策本部事務局																																							
本部長	市長																																							
副本部長	副市長																																							
本部員	危機管理監																																							
	教育長																																							
	上下水道事業管理者																																							
	理事																																							
	各部長 等																																							
参与	寝屋川消防署職員																																							

第4章 各発生段階における対策

21	33	8	・・・日頃から医療機関、こども部（保育所）、教育委員会（幼稚園、小学校、中学校等）等の協力のもと・・・	・・・日頃から保育施設等や学校及び医療機関の協力のもと・・・	整理	
22	33	14	・ ウイルスサーベイランス	・ 病原体サーベイランス	変更	正式名称に変更
23	33	17	・・・地方独立行政法人大阪_____安全基盤研究所を經由して・・・	・・・地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所を經由して・・・	整理	
24	33	24	市内の保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等における・・・	市内の保育施設等及び学校における・・・	整理	
25	39	2	府内発生早期～府内発生期	府内発生早期～府内感染期	変更	府行動計画に合わせるため
26	40	9	なお、府内発生早期と公表された場合、	なお、府対策本部が設置された場合、	変更	府指摘
27	44	24	・ 新型インフルエンザ等の感染が疑われる患者から採取した検体を国立感染症研究所等に搬送し、	・ 新型インフルエンザ等の感染が疑われる患者から採取した検体を大阪健康安全基盤研究所等に搬送し、	変更	現在の名称に変更
28	52	9	・ 保健所は、必要と判断した場合には、大阪府立公衆衛生研究所において・・・	・ 保健所は、必要と判断した場合には、大阪健康安全基盤研究所において・・・	変更	現在の名称に変更

番号	改訂（案）		旧	改訂（案）	内容	備考																																																						
	ページ	行																																																										
29	66	22	<table border="1"> <thead> <tr> <th>取組</th> <th>取組内容</th> <th>未発生期</th> <th>発生内未</th> <th>市内早期</th> <th>市内発</th> <th>染期</th> <th>市内感</th> <th>小康期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="9">(1) 実施体制</td> </tr> <tr> <td>市対策本部の設置</td> <td>府域において新型インフルエンザ等の発生が確認され、府内発生早期と公表された場合、市対策本部を設置する。</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	取組	取組内容	未発生期	発生内未	市内早期	市内発	染期	市内感	小康期	(1) 実施体制									市対策本部の設置	府域において新型インフルエンザ等の発生が確認され、府内発生早期と公表された場合、市対策本部を設置する。							○	<table border="1"> <thead> <tr> <th>取組</th> <th>取組内容</th> <th>未発生期</th> <th>発生内未</th> <th>市内早期</th> <th>市内発</th> <th>染期</th> <th>市内感</th> <th>小康期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="9">(1) 実施体制</td> </tr> <tr> <td>市対策本部の設置</td> <td>府対策本部が設置された場合、市対策本部を設置する。</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	取組	取組内容	未発生期	発生内未	市内早期	市内発	染期	市内感	小康期	(1) 実施体制									市対策本部の設置	府対策本部が設置された場合、市対策本部を設置する。							○	変更	P40 9 行目の本文との整合
			取組	取組内容	未発生期	発生内未	市内早期	市内発	染期	市内感	小康期																																																	
(1) 実施体制																																																												
市対策本部の設置	府域において新型インフルエンザ等の発生が確認され、府内発生早期と公表された場合、市対策本部を設置する。							○																																																				
取組	取組内容	未発生期	発生内未	市内早期	市内発	染期	市内感	小康期																																																				
(1) 実施体制																																																												
市対策本部の設置	府対策本部が設置された場合、市対策本部を設置する。							○																																																				
30	66	32	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="9">(2) 情報収集・サーベイランス</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>サーベイランス</td> <td>日頃から、医療機関、こども部、教育委員会等の協力のもと、季節性インフルエンザに対するサーベイランスを実施する。</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	(2) 情報収集・サーベイランス									サーベイランス	日頃から、医療機関、こども部、教育委員会等の協力のもと、季節性インフルエンザに対するサーベイランスを実施する。							○	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="9">(2) 情報収集・サーベイランス</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>サーベイランス</td> <td>日頃から、保育施設や学校及び医療機関の協力のもと、季節性インフルエンザに対するサーベイランスを実施する。</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	(2) 情報収集・サーベイランス									サーベイランス	日頃から、保育施設や学校及び医療機関の協力のもと、季節性インフルエンザに対するサーベイランスを実施する。							○	整理	P33 24 行目の本文との整合																		
			(2) 情報収集・サーベイランス																																																									
サーベイランス	日頃から、医療機関、こども部、教育委員会等の協力のもと、季節性インフルエンザに対するサーベイランスを実施する。							○																																																				
(2) 情報収集・サーベイランス																																																												
サーベイランス	日頃から、保育施設や学校及び医療機関の協力のもと、季節性インフルエンザに対するサーベイランスを実施する。							○																																																				
31	92	5	○ 新型インフルエンザ (A/H1N1) /インフルエンザ (H1N1) 2009	○ 新型インフルエンザ (インフルエンザ A (H1N1) pdm09) /インフルエンザ A (H1N1) pdm09	変更	WHO が推奨する名称に変更																																																						
32	92	10	・・・その名称については、「インフルエンザ (H1N1) 2009」	・・・その名称については、WHO (世界保健機関) が、「インフルエンザ A (H1N1) pdm09」としている。	変更	WHO が推奨する名称に変更																																																						